

令和4年 第2回

毛呂山町農業委員会会議録

開催月日	令和4年2月25日(金)					
開催場所	204会議室					
開催時刻宣言	午後2時00分					
閉会時刻宣言	午後2時58分					
会長	初野 健一					
委員 出席 席 状 況	農業委員			農地利用最適化推進委員		
	席次 番号	氏名	出欠	席次 番号	氏名	出欠
	1	初野 健一	出	1	森 修	欠
	2	関口 隆	欠	2	小高 孝司	出
	3	峯岸 英男	出	3	渡邊 典邦	出
	4	岡野 鈴代	出	4	岡野 國明	出
	5	新井 功	出	5	福島 誠一	出
	6	小川 收一	出			

[議案等]

日程第3 議案第1号番号1 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

土地の表示：大字葛貫（畑） 合計 6,825 m²

転用の詳細：賃貸用倉庫の新設

転用の時期：許可後

日程第4 報告第1号番号1 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

土地の表示：岩井西五丁目（畑） 合計 845 m²

転用の詳細：分譲住宅

転用の時期：受理通知後

報告第1号番号2 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

土地の表示：大字毛呂本郷（畑） 合計 4.01 m²

転用の詳細：駐車場の敷地拡張

転用の時期：受理通知後

報告第1号番号3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

土地の表示：大字毛呂本郷（畑） 合計 220 m²

転用の詳細：自己用住宅敷地

転用の時期：受理通知後

議長	<p>(開会挨拶)</p> <p>それでは令和4年第2回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は農業委員6名中5名、農地利用最適化推進委員4名の出席があり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>◎日程第1 会議録署名委員の指名</p>
議長	<p>会議録署名委員の指名の件を議題とします。</p> <p>毛呂山町農業委員会会議規則第36条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>それでは会議録署名委員に6番、3番を指名します。</p> <p>◎日程第2 会期の決定</p>
議長	<p>会期の決定につきまして本日1日とすることに異議はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>会期は本日1日とします。</p> <p>◎日程第3 議案第1号</p>
議長	<p>議案第1号番号1 農地法第5条1項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>(内容説明)</p>
議長	<p>質問のある方はいますか。</p>
小川委員	<p>所有者が3名ですがこちらが5筆になっていて、どの筆がどなたの所有ですか。</p>
事務局	<p>504-1 が平野與一氏 515-2 が村田氏残り 516-1、520、521 が小久保英男</p>

	氏となっております。
議長	土地の所在の中に宅地が入っていますが、人家が移転されたという事ですか。
事務局	全体の計画地の中には宅地も含まれております。現地写真の1ページの下段の後ろに写っているこの住宅以外は見つけておりません。515-1が該当するものと考えます。
岡野委員	農地は公図写しで解るのですが、その他の全体の山林雑種地宅地原野の面積があるのは公図の中でどの部分かというのは説明してもらえますか。
事務局	全体の計画地図はちょっと見にくいですが、囲いの中が計画地です。
岡野委員	わかりました。
岡野委員	物流倉庫はどの部分ですか。
小川委員	これで見ると真ん中になるのではないですか
岡野委員	わかりました。
福島委員	先ほど配布された資料をみると516-2は転々と土地が分かれていますよね、516-2や515-1は家が建っていると思いますが515-5には、これは将来的にまた申請が出るのですか。
事務局	515-5が家を認めるところです。
小川委員	もしならば地目を教えてもらえますか。
事務局	515-1は雑種地です。516-2が宅地、517が山林、518-1が原野、518-2が原野、518-3が原野、519が山林、530-4が原野、523が山林、524-1が山林、525-3が山林、530-3が原野、524-3が公衆用道路で払い下げの予定です、522-11も公衆用道路、522-1が山林、503が山林です。

小川委員	わかればですが、所有権移転なのですが売買単価は教えてもらえますか。
事務局	土地全体の取引の用地費になりますが、11億710万円です。こちらが土地全体の取得価格になります。
峯岸委員	排水は場所がよく解らないのですが、新しき村の第一用水の沿線ですか。
事務局	排水計画については葛川まで新設町道側溝に流してそこから二次放流先に県道の側溝、最終的に葛川へ放流されると聞いております。
峯岸委員	葛川は第一用水ですよ、取水は井戸を掘って水はそんなに使わないのですか。
事務局	取水については、町営水道を引くと聞いております。
峯岸委員	雑排水は町道側溝へ放流と書いてあるけど、雨水は宅内処理ですよ。雨水は町道側溝へ書いてあるけど町道じゃないですよ。
事務局	新設の町道へ放流し、県道側溝へ二次放流し、葛側へ三次放流です。
峯岸委員	ここは、放流先は第一用水を使う訳ですよ。
事務局	最終的な放流先としてです。
峯岸委員	葛川は第一用水で流してるんですよ、鎌北湖から葛川へ来て大谷木川と別れてますから葛川は第一用水から取水してる訳ですよ。第一用水から水を取ったり放流したりする時は葛川の支流を使用制限とか何かある訳ですよ。
事務局	直接放流先になる場合は放流同意が必要と聞いておりますが、今回は既存の町道及び県道側溝で三次放流先となりますので、第一用水からの放流同意は必要ないと町から聞いております。
峯岸委員	それは第一用水からも相談が来ているんですか。
事務局	第一用水から相談は来ておりません。

峯岸委員	倉庫業だから水は使わないと思うが、どのような水を流すのか気になります。
事務局	業者に意見という事で、合併浄化槽から町道側溝へ流すとなっておりますので、まちづくり整備課若しくは業者とお話をさせていただきます。
峯岸委員	それはやっておいてもらいたい。
議長	9月に出た所の直ぐ下ですね。あと、先ほどの排水はこの図ですと県道の下へ落すという事ですね。
峯岸委員	水の件は言っておいてください。
事務局	申し伝えます。
議長	倉庫の高さは30mと結構大きいですが。
事務局	4階建てです。
峯岸委員	土地はいくらか土砂を持って来て埋め立てするのですか。
事務局	切り盛り土はあります。
峯岸委員	他町村からの運搬はないですか。
事務局	盛土ですので何処しらから持ってくると思いますが、何処の土を持ってくるのかは聞いておりません。
峯岸委員	盛土に対しては町も敏感に動いてもらいたいです。
事務局	盛土条例については、生活環境課と協議しておりますが、合議の際に特に意見はありませんでしたが、庁内で申請が出ているかは確認します。
議長	他に意見はありますか。

議長	金額がかなり係るので入間開発特定目的会社としたのですか。
事務局	特定目的会社と言うのは資産流動化法の関係で、ある程度証券債券を扱うような時に使われる会社ですが、今回の資金計画においては特定社債と言われる投資を土地の債権化が絡んだようなものになっており、入間開発が出した社債を買請け人が銀行と契約で決まっています、そこが何期ごとに買い受ける形でだんだんに資金が溜まって行くという形になっており、特定目的会社と言う形態になっております。
議長	建築関係はまちづくり整備課ですか。
事務局	まちづくり整備課と同時許可で同じような申請が出ております。
議長	それでは本議案について採決します。賛成の方は挙手を願います。
委員	(挙手全員)
議長	全員挙手ですので、議案第1号番号1農地法第5条1項の規定による許可申請は許可相当といたします。
議長	◎日程第4 報告第1号 報告第1号番号1農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
議長	報告第1号番号1農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告についての報告を終わります。
議長	続いて報告第1号番号2農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)

議長	質問のある方はいますか。
議長	報告第1号番号2農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告についての報告を終わります。
議長	続いて報告第1号番号3農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
議長	報告第1号番号3農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告についての報告を終わります。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
会長代理	(閉会挨拶) 以上を持ちまして令和4年第2回農業委員会総会を閉会いたします。